

議案第 6 5 号

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例の制定について

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 2 7 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市自家用有償旅客運送条例の一部を改正する条例

三田市自家用有償旅客運送条例（令和3年三田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

路線	起点	主な経由地	終点	対象地域
上青野小野線	上青野、下青野又は北浦地内	上青野、下青野又は北浦地内	神姫バス小野停留所	上青野、下青野及び北浦
乙原小野線	乙原又は小野地内	乙原又は小野地内	乙原又は小野地内の神姫バス停留所	乙原及び小野

別表第2備考第2項中「(身体障害者手帳の交付を受けた者にあつては、その介護人を含む。)」を「及びそれらの介護人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。